

「G20諸国の貿易措置に関するWTO報告書（第18版）」

（概要）

平成29年11月
経済局国際貿易課

11月9日、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第18版）」を公表したところ、ポイントは次のとおり。

本報告書は、2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTO事務局が作成しているもの。今回の報告書は、本年5月中旬から本年10月中旬の約5か月間に導入された措置を対象としている第18版。なお、本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。

- 今回の調査対象期間にG20諸国が新規に導入した貿易制限措置（貿易救済措置を除く。）は16件、月平均約3件であり、前回調査の同6件と比較して半減した。
- 今回の調査対象期間にG20諸国が新規に導入した貿易自由化措置（注1）は28件、月平均約6件であり、前回調査時及び2016年通年とほぼ同水準。
- 貿易制限措置が対象とする貿易額は320億米ドルであり、貿易自由化措置が対象とする貿易額の270億米ドルを僅かに上回った。貿易自由化措置が対象とする貿易額は前回調査時の1630億米ドルから顕著に下がっている。
- 今回の調査対象期間にG20諸国が拡大ITA（注2）によって導入した貿易自由化措置が対象とするG20諸国の輸入額は約3千億ドル相当で、G20諸国の総輸入額の約2.5%を占めると推計される。
- 貿易救済措置に関しては、G20諸国により他国の措置に関して開始された調査の件数は、前回調査時及び2016年通年と比べて漸減したが、引き続き調査対象期間中に記録された全ての貿易関連措置の半数を上回った。

（注1）「貿易自由化措置」とは、例えば、関税の減免をはじめとする貿易の自由化に資する措置のこと。

（注2）拡大ITA（情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言）は、WTOの有志国が情報技術製品の技術進歩を踏まえ、関税撤廃の対象となる品目の拡大を目指して2012年5月に交渉を開始し、2015年7月に201品目を確定したものの。2016年7月1日から順次関税撤廃が行われている。

（了）